

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)

長野地区
社保協

被災にともなう保険証の紛失など 保険証がなくても医療 機関等を受診できます

(厚労省ホームページより)

被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に
残して避難している方は、次の事項を医療機
関等にお伝えいただければ、保険証がなく
ても保険医療を受けることができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先(電話番号等)
4. 加入している医療保険者が分かる情
報(※)

(※)被用者保険の場合は事業所名、国民
健康保険の場合は住所及び組合名、後期高
齢者医療制度の場合は住所

り災証明書について 長野市ホームページに 資料が掲載されました →

長野市の問合せ先
財政部資産税課 026-224-7176

3 りさい 罹災証明書の発行を受ける

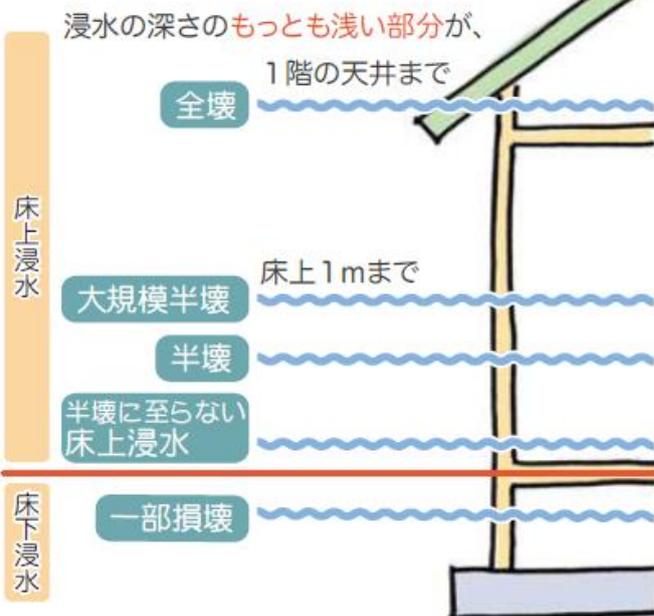
- 市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- 被害認定の調査を受ける

役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村
職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度
を証明する罹災証明書が発行されます。罹災証明書
は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸
調査が行われ、発行までには数週間から1か月以上
かかることもあります。

被害を判定する1回目の調査の多くは、外から見
て行われ、2回目以降は家屋の傾き具合や建物の損
傷などから判断されます。判定に疑問がある場合に
は、再調査を申し込むことができます。

【被害認定の目安(木造の戸建住宅)】



※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、
柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基
準のもとに行われます。

長野市ホームページに、り災証明書の申請書データ (PDF、Word) が掲載されました。15日から市役所職員が被害状況の調査を始めています。

り災証明書申請に必要な、被害状況の写真を撮影しましょう。住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真（携帯・スマホでの画像でも構いません）です。

り災証明書により、各種被災者支援策の適用判断がされます。「減免・猶予」の対象となるものは、住民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などです。まずは、写真を撮りましょう。

長野市と飯綱町が「災害救助法」の適用に

県は、県内 43 市町村に災害救助法を適用しました。災害救助法による救助の内容は、①避難所、応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の提供、③衣服、寝具等の提供、④医療、助産、⑤被災者の救出、⑥住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金等の提供、⑧学用品の提供、⑨埋葬、⑩ほか政令で定めるもの、の 10 種類です。

(下図再掲：ウェザーニュースより)

「り災証明書」を発行するために 被災写真を撮るポイントは？

① 建物の全景を撮る

- 遠景で建物の4面を撮影します

② 浸水した深さを撮る

- メジャーを使って水が浸かった深さを測定
- 測定場所がわかるように遠景を撮影
- メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影

③ 被害箇所を撮る

- 被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る
(被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい)
- 主な被害箇所は、外壁／屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど

